

## 18歳になると何が変わる？

3月10日（木）4限目

「民法の一部を改正する法律」により、4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることから、来年度成人となる2年生を対象に「成人教育」を行いました。

改正される内容についての知識を得るだけでなく、保護者の同意がなくても契約ができるようになる一方、締結した契約を解消するには、自分自身で行わなければならない、様々なトラブルに巻き込まれないための取り組みとして行いました。

塩苺裕之副校長が講師を務め、政治・経済の既習事項を確認しながら、18歳になると何がかわるかという点について

- ① 参政権の年齢が18歳へ（投票が可能となる）
- ② 裁判員制度へ参加可能（ただし高校生は辞退が可能）
- ③ 結婚年齢が男女とも18歳へ（従来は20歳未満の婚姻は保護者の同意も必要、これからは両性の合意のみで婚姻可能）
- ④ 親の許可なく契約可能

といったことについて説明しました。

また、ワークシートを用いて、契約に該当するケースをクイズ形式で考えました。生徒たちはワークシートに書き込みながら、熱心に講義を受けていました。



【講師の塩苺副校長】



【メモを取りながら話を聞く生徒】



【挙手して自分の考えを表す生徒】